

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務手数料

区分	手数料(円)	
	改正前	改正後
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この表において「法」という。)第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査の手数料		
ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査	127,000	130,000
イ その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査	107,000	110,000
法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の手数料		
ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査	118,000	120,000
イ その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査	97,000	100,000
法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可の申請に対する審査の手数料	91,000	94,000
法第9条の6第1項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併または分割の認可の申請に対する審査の手数料	91,000	94,000
法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可の申請に対する審査の手数料	91,000	94,000
法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併または分割の認可の申請に対する審査の手数料	91,000	94,000
法第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査の手数料	39,000	40,000

2 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務手数料

区分	手数料(円)	
	改正前	改正後
使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下この表において「法」という。)第42条第1項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査の手数料	5,300	5,600
法第42条第2項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	3,500	3,600
法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査の手数料	5,900	6,000
法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	3,800	4,000